

農林水産植物の 重要な形質の変更について

農林水産植物の重要な形質の変更について

1 変更の理由

- (1) 重要な形質として指定されていない形質について、品種間差が認められたものを重要な形質に追加する。
- (2) 一部の形質について、判定の対象とする時期の限定を解消する。

2 内容

既存の重要な形質を変更するもの

区 分	含まれる植物	主 な 変 更 項 目
稲	稲種	化学物質耐性で区別性を示す品種の出願に対応するため、1形質を追加する。
だいこん	だいこん種	若ざやを食用とする品種の出願に対応するため、2形質を追加する。 また、抽だい性の判定の対象とする時期が限定されているのを解消するため、「不時抽だい性」を「抽だい性」に改める。

注) 抽だい性とは、植物体が低温条件に遭遇することにより生殖生長に移行し、花茎が伸張することをいい、不時抽だい性とは、花芽分化が早すぎ、根が十分肥大せずに抽だいすることをいう。

3 指定に伴う告示の改正について

重要な形質の指定に伴い、種苗法の規定に基づき重要な形質を定める件の一部改正が必要。

(参考) 本告示の改正履歴

平成13年度：「くわ」の重要な形質を追加

平成16年度：「すぎ」及び「しいたけ等」の重要な形質を追加

平成17年度：「ペラルゴニウム」及び「ほおずき」の重要な形質を追加

(今後の予定)

・農業資材審議会への諮問・答申

平成19年3月20日

・種苗法の規定に基づき重要な形質を定める件の一部を改正（告示）

平成19年8～9月見込み

(別紙)

種苗法の規定に基づき重要な形質を定める件(案)

(平成十年十二月十一日農林水産省告示第千九百九号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案			現 行		
区分	重要な形質	稲	区分	重要な形質	稲
だいこん	(略) 一 草姿、子葉の色、はい軸の色、着	(略) 一 草型、かんの形状、葉の形状、穂の形状、もみの形状、のぎの形状、玄米の形、玄米の大きさ、玄米の色、玄米の粒重及び玄米の品質 二 水稻の陸稲の別、うるち又はもちの別、熟性、ねん性、環境耐性、耐倒伏性、穂発芽性、脱粒性、収量性、化学物質耐性、病害抵抗性及び虫害抵抗性 三 玄米の成分	だいこん	(略) 一 草姿、子葉の色、はい軸の色、着	(略) 一 草型、かんの形状、葉の形状、穂の形状、もみの形状、のぎの形状、玄米の形、玄米の大きさ、玄米の色、玄米の粒重及び玄米の品質 二 水稻の陸稲の別、うるち又はもちの別、熟性、ねん性、環境耐性、耐倒伏性、穂発芽性、脱粒性、収量性、病害抵抗性及び虫害抵抗性 三 玄米の成分

(略)	葉数、葉色その他葉の形状、さやの形状、さやの数、根の外皮色、肉色その他根の形状及び抽根性 二 早晩性、ねん性、耐高低温性、抽だい性、生育障害耐性、病害抵抗性及び虫害抵抗性 三 す入りの早晩及び肉質
(略)	葉数、葉色その他葉の形状、根の外皮色、肉色その他根の形状及び抽根性 二 早晩性、ねん性、耐高低温性、不時抽だい性、生育障害耐性、病害抵抗性及び虫害抵抗性 三 す入りの早晩及び肉質